

## 第22期第14回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月20日(火) 14時00分から15時24分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目6-42 高知共済会館 3階「平安」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柢善、  
畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、中澤芳江  
(計13名)
- 欠席委員 中川幸成、川竹佳子
- 署名委員 澳本健也、前田嘉広
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、坂本主事

### 4 審議事項

第1号議案 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定について

### 5 報告事項

- (1) 漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書の一部改正について
- (2) 令和4年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針に係る意見公募について

### 6 議事内容

飯田事務局長

定刻となりましたので、これより第14回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

皆様こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第14回高知海区漁業調整委員会を開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。皆様、何かと大変なところ、また昨日までは台風14号の対応が大変だったと思いますけれども当委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。その台風14号につきましては非常に強い勢力だったと思い、近年にない台風だったということで昨日最接近というだったことで、かなりの強い風それから雨、ちょっと波浪ということで高知県にも最接近をしたということをございまして、あの今被害報告の方、各地から上がってきておりますけ

れども、やはり西から東まで県内幅広く、漁業施設、市場が屋根が壊れたとかいうところがお金かかるし、倉庫の壁が壊れたりとかいろんな破損とかあるいは今日の新聞にも載っていましたがでも一隻の漁船が転覆したりとかいろんな被害が報告をされています。それは海のことでもありますので、海が穏やかにならないとわからないから養殖の魚がどうなっているのかというのがありますので、県としましてはこれからも引き続き情報をしっかり収集すると共にですね、復旧に向けてしっかり対策しっかりやっていきたいと思っております。

それから、コロナの方はですね先週県コロナの BA5 対策強化宣言の方は終了ということで、一時も 2 千人とかいうところからいうと 2 桁に減っておりますので、減少傾向にあるかなというふうに思っておりますが、先週の本部会議の中でも知事が申し上げておりました、「ここで気を緩めるとまた増えていく」ということとなりますので、引き続き皆様方におかれましては基本的な感染防止対策の方をよろしくをお願いをしたいと思っております。さらに本日の当委員会につきましてはですね議案が 1 件、それから報告は事項 2 件お願いをしているところでございます。

議案の 1 件、第 1 号議案は「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定について」でございます。高知県の漁業権は全て来年度 8 月 31 日に存続期間が満了となります。来年 9 月 1 日の一斉化に向けまして、海区漁場計画の設定や漁業権の免許に関する取扱方針を定めるため、今回当委員会の大きな議題としております。次の報告事項につきましては、まず 1 つ目、漁業の許可または操業の認可についての適確性に関する申込書の一部改正でございます。こちらは申込書の様式に不要な箇所等ございましたので、これを改正するというところをご報告をさせていただくことでございます。2 つ目に報告事項の 2 つ目につきましては、「令和 4 年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可方針」に関する意見公募についてでございます。しらすうなぎの特別採捕の取扱方針を定めるに当たりまして、意見広報をいわゆるパブリックコメントを実施をしておるところでございます。本年度、あらかじめそのパブリックコメントで盛り込む内容につきまして当委員会に対しましてもご説明させていただくということで報告をさせていただくものでございます。委員の皆様におかれましてはご審議の上適切なご意見、ご答申を賜りますようお願い申し上げまして、開演の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は中川委員、川竹委員の 2 名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は

澳本委員と前田嘉広委員をお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、第1号議案 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針についてご説明いたします。はじめに、資料1ページの諮問文の朗読から始めさせていただきます。

4高漁管第654号。令和4年9月14日。高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濱田省司。令和5年度漁業権の一斉切替えに関する取扱方針について。共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権に係るこのことについて、別添案のとおり策定したいので、貴会の意見を伺います。

ここからは、座って説明させていただきます。

表紙の裏の目次をご覧ください。目次によって資料の構成を、順番にご説明、申し上げます。1番目は、先ほど読み上げた「諮問文」です。2番目の「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の概要について」は、今回の主な変更点を簡潔にまとめたページです。3番目の「水産政策の改革について」は、水産庁が作成した資料の中から参考になる部分を抜き出したものです。4番目が、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針（案）」でございます。これが、今回、ご意見を伺う中身となります。5番目は、新旧対照表です。今回の取扱方針と、前回5年前の取扱方針を比較したものがほとんどですが、共同漁業権など、前々回、10年前の取扱方針と比較したものがございます。新旧対照表の次は、国からの技術的助言でございます。6番目の「海区漁場計画の作成等について」は、令和4年4月14日付けで水産庁から通知された技術的助言でございます。7番目の「漁業権行使規則等の作成及び認可について」は、令和4年7月26日付けで水産庁から通知された技術的助言です。8番目は、「漁業権免許状況」でございます。現在の高知県の漁業権の免許件数を種類別にお示ししております。9番目は、「漁業権一斉切替えに関するフロー」図でございます。10番目は、「漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め」について、平成25年5月31日付けの高知県公報に掲載したときのコピーでございます。実際の高知県公報は168ページにわたる分量がございましたが、ここでは最初の部分と最後の部分だけにさせていただきました。11番目は、「漁業の免許」について、平成25年9月1日付けの高知県公報に掲載したときのコピーでございます。これも実際のページ数は30ページを超えるので省略させていただきました。最後に免

許に係る関係法令ですが、12番目が令和2年12月に施行された改正後の漁業法となっております。13番目は改正前のものをごさいます、参考のためお付けしております。

それでは、次に、令和2年12月の漁業法改正について、ご説明させていただきます。というのも、今回の取扱方針案を作成するため、前回の取扱方針と前々回の取扱方針をベースとしましたが、変更箇所のほとんどが、漁業法改正によるものでした。漁業法改正について、簡単ではございますが振り返ってみたいと思います。

資料の3ページをご覧ください。これは、2019年8月の水産庁の資料から抜粋したもので、主な改正点としまして漁場計画のプロセスの透明化について説明したものです。ページの中程に「免許のプロセスに係る変更点」としまして、矢印の根元にあります「関係者の要望や漁場条件の調査」が漁業法の改正により規定されました。

次に、ページをめくっていただきまして、主な改正点、丸2、免許の優先順位の見直しでございます。改正前は、漁業権の種類別に優先順位が定められていました。例えば、表の中の上から3つ目、定置漁業権の行で説明しますと、従来、優先順位の1位は「地元漁民世帯の7割以上を含む法人」でした。優先順位第2位は「地元漁民の7人以上で構成される法人」で、第3位が「当該海域で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者」で、以下14位まで法定されておりました。右隣の枠をご覧ください。法律改正後は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許されることとなりました。この場合の適切かつ有効の考え方については、少し後でご説明申し上げます。続きまして、その下の枠、区画漁業権についてご覧ください。区画漁業権の場合は、従来、区画漁業権の中で種類が細分化され、それぞれに優先順位が細かく定められておりました。漁業法改正により、これら優先順位に関する条文が全て取り払われました。その結果、既存の漁業権者が適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許されることとなりました。なお、従来あった特定区画漁業権が無くなり、新しい用語として団体漁業権、個別漁業権が規定されております。団体漁業権は組合管理の漁業権のことでありまして、漁業協同組合が漁業権の免許を受けて、漁業権行使規則を制定し、組合員に行使させる漁業権のことです。個別漁業権とは、経営者に直接免許される漁業権のことであり、団体漁業権以外の漁業権となります。

次のページは、主な改正点、丸3、区画漁業権の設定・免許の流れでございます。ここでは、灰色の矢印の出発点と、黒色の矢印の出発点の重なっているところにご注目ください。Yes、Noの分かれ目部分でございます。既存の漁業権者が適切かつ有効に活用している場合は、Y

e s の矢印に従って、類似漁業権として設定いたします。ここで、既存の漁業権者が漁協であるときは、団体漁業権として設定し、従前の漁協に免許されることとなり、既存の漁業権者が経営者であるときは個別漁業権として設定し、従前の経営者に免許されることとなります。反対に、適切かつ有効に活用しているとは認められなかった場合や、新規に漁業権を設定する場合は、黒色の矢印に沿って右の方へ進みまして、海面を最大限に活用するため新たな漁業権として設定します。ここでは、漁場の活用の現況及び検討結果に照らして漁業生産力の発展に最も資するか否かによって、団体漁業権とするか個別漁業権とするかを判断していきます。

それでは、次のページをご覧ください。先ほどから何度も出てきました「適切かつ有効」の考え方でございます。上の方の細長い枠の中を読み上げます。「単に生産金額や生産数量等のみをもって判断するものではなく、漁場の利用状況や法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当。仮に他の漁業者に支障を及ぼす、海洋環境の悪化を引き起こす、合理的理由なく一部を利用しない等、必要な場合は都道府県知事が指導・勧告。」というものでございます。その下、左の枠内に、具体的な例示などが記載されております。さらにその下の矢印の下の枠に記載されてありますように、資源管理の状況等の報告が大切なものとなっております。以上、簡単ではありますが、漁業法改正の、漁業権に関する部分のあらましをご説明申し上げました。

それでは、資料が前後してすみませんが、資料の始めの方に戻っていただきまして、資料の2ページ目をご覧ください。このページの2番が、漁業法の改正に伴う取扱方針の主な変更点をまとめものになります。1つ目の丸印、利害関係人の意見としましては、海区漁場計画の案を海区漁業調整委員会に諮問するより前に、利害関係人の意見を聴く機会を設けるため、インターネット等で海区漁場計画の素案を公表することとなりました。矢印により、この資料の何ページ目に影響したものを示していますが、具体的な変更の説明は、後ほど新旧対照表を使って申し上げますので、ここでは続けて2つ目の丸印をご覧ください。二つ目の丸印、免許の優先順位の見直しとしましては、詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していた条文が撤廃され、適切かつ有効に活用している漁場は「類似漁業権」として設定し、既存の漁業者に優先して免許されることとなりました。3つ目の丸印、漁業権者の責務としましては、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用し、漁業生産力を発展させるための計画を作成し、1年に1回以上点検することとなりました。4つ目の丸印、資源管理の状況等の報告としましては、漁業権者は、資源管理に関する取組の状況及び操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状

況を1年に1回以上知事に報告し、団体漁業権については、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況についても報告することとなりました。5つ目の丸印、漁業権行使規則としましては、漁業権行使権者に金銭を賦課するときは、その額を漁業権行使規則に規定することとなりました。法改正に伴う取扱方針の主な変更点としましては、以上になります。

それでは、「令和5年度 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針（案）」の説明に入らせていただきます。はじめに、取扱方針案の全体的な構成と概略を説明し、そのあとで、過去に策定した取扱方針と比較した主な変更箇所の説明をさせていただきたいと思います。まず、資料の7ページ目をご覧ください。取扱方針案の表紙でございます。めくっていただきますと、目次がございます、その次のページからが取扱方針です。1、海区漁場計画の作成の基本的な考え方。2、全般的な取扱い。3、共同漁業権の取扱い。4、定置漁業権の取扱い。5、区画漁業権の取扱い。6、漁業権行使規則の事前検討。となっております。次のページは漁場計画設定申請要領でございます。1番目に、漁業権の種類に応じて様式が定められていることを示しております。2番目に提出部数が1部であることを示し、3番目に提出期間を示し、最後に必要な添付書類について、漁業権の種類ごとに示しております。資料の14ページからは、その様式です。資料の27ページ目様式第7号の定置漁業に使用する資産等の状況までが、漁場計画設定申請書に関する様式となっております。その次のページは漁場計画設定申請書に関する添付書類の一覧表でございます。それから資料の29ページは漁業権免許申請要領でございます。1番から9番まで免許申請書の基本的な事項を示しております。次のページから漁業の種類別の場合分けを行い添付すべき書類を示しております。資料の33ページから免許申請書の様式でございます。資料の40ページをご覧ください。様式3は、漁業権行使規則認可申請書となっております。高知県では免許申請と行使規則認可申請を同時に提出していただく取扱としておりますので、この行使規則認可に関する書類についても、免許申請に係る様式として位置づけられております。資料の62ページから63ページにかけての様式14までが免許申請に係る様式となっております。資料の64ページは参考事項です。今回の一斉切替えに関して留意すべき点として主に漁業法改正に関することをまとめております。65ページは漁業権一斉切替えに関する作業日程でございます。左列に海区漁業調整委員会関連の作業、中列に県に関連する作業、右列に漁協や漁業者に関連する作業を時系列的にまとめてございます。この中で、1月から2月にかけて予定している海区漁場計画素案公表括弧利害関係人意見聴取閉じ括弧は、今回の一斉切替えから新たに、漁業法改正により付

け加わったプロセスです。

それでは、新旧対照表により、主な変更箇所についてご説明申し上げます。資料の66ページ、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左側が今回策定しようとする取扱方針で、右側が前回策定した取扱方針でございます。変更箇所にアンダーラインを引いてあります。次のページは目次です。構成は変更せずに前回の取扱方針を踏襲していますが、内容が変わったためページ数が異なっています。

1枚めくっていただきまして、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針」の内容でございます。1番目に基本的な考え方を示しています。漁場計画を海区漁場計画に変更し、樹立を作成に変更したことは、国の用語の変更に合わせてものでございます。本文の第3段落1行目の中程に共同漁業を挿入しました。前回の一斉切替えは定置漁業と区画漁業のみで、共同漁業が含まれていませんでしたが、今回は共同漁業の存続期間も満了するので追加したものです。2番目の「全般的取扱」の丸括弧3の本文3行目で漁業法第11条を第63条に改めました。これは漁業法改正によるものです。次のページの丸括弧4は、新規漁場計画の取扱についての説明を、類似漁業権についての説明にあらためました。本文を読み上げますと、「海区漁場計画の作成の時ににおいて、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定するものとする。」右側の丸括弧4のカタカナのウ、カタカナのエをご覧ください。前回の取扱方針までは、漁業種類の変更や漁業時期の変更であっても全て新規漁場計画として取り扱うこととしておりましたが、法改正による「類似漁業権」の考え方と矛盾することとなりましたので、改めることといたしました。少し下の丸括弧6と丸括弧7を読み上げます。丸括弧6、団体漁業権を有する漁業協同組合は、漁業法第74条第2項の漁業生産力を発展させるための計画を作成し、1年に1回以上の点検を行うものとする。丸括弧7、漁業権者は、漁業法第90条第1項に基づき1年に1回以上、資源管理の状況、漁場の活用の状況等について県に報告しなければならない。これらは、漁業法改正により新設するものです。3番目の共同漁業権の取扱いについては、平成24年に策定した取扱方針と比較しています。樹立を設定に言い換えるなどの軽微な変更を加えておりますが、実質的な変更ではございません。一枚めくっていただきまして、資料の70ページ、4番目の定置漁業権の取扱いでございます。右側番号が3となっていたのは、5年前の平成29年に策定した取扱方針のときには、共同漁業権に関する項目がなかったためです。内容としては同じものでございます。なお、丸括弧4が削除されておりますが、この部分は、前のページ資料の69ページの丸括弧7で新

設した県への報告と重複するために削除したものであり、実質的な変更ではありません。それでは、資料の71ページをご覧ください。5番目の区画漁業権の取扱いでございます。番号が4から5に変わったのは、共同漁業権の説明が追加されたためです。丸括弧1の本文の一部を変更したことで、丸括弧2の全部を削除したことは関連がありますので、まとめて説明させていただきます。まず、右側のアンダーラインが引かれている部分をご覧ください。アンダーラインの部分の読み上げます。生産性向上のための過密養殖の防止。過密養殖による漁場環境の悪化を回避するため、又悪化した漁場環境を回復するため、施設の規模等を制限する場合があります。丸括弧2、新規漁場計画については、既存漁業権漁場の代替漁場を基本とするが、関連する漁業との調整が満たされない場合は、漁場計画を樹立しないものとする。今読み上げました部分は、社会的、経済的環境の変化により、現在の状況とは合わなくなったものと考えられます。そのため、丸括弧2は削除し、丸括弧1に変更を加えたものです。丸括弧2を削除したため、以下丸括弧2、3、4、5と項目番号が順次繰り下げられましたが内容に変化はございません。丸括弧7が削除されておりますが、県に対する報告に関しては、全般的取扱い報告規定と重複するため削除していますが、実質的な変更ではございません。資料の72ページをご覧ください。6番目の漁業権行使規則の事前検討でございます。丸括弧3にご注目願います。丸括弧3の2行目で地元地区であったところを関係地区に変更してありますが、これは法律の用語が変更されたことに合わせたものです。用語は変更されましたが実質的には変更ございません。同じく丸括弧3の7行目で同じように地元地区が関係地区に変わりましたが、実質的には同じ内容です。同じ内容であるならば、用語を変えなくてもよいのではなかろうかと、考えてみましたが、漁業法改正により、条文の中で使用されている用語に変更があったため県の取扱方針においても国の用語に合わせておく方がよいと考えた次第です。同じページの丸括弧6にご注目ください。丸括弧6の本文4行目です。行使料の金額を行使規則に明記すること付け加えております。また、次のページの丸括弧8で、組合員行使権の行使状況等の報告を行使規則の中に定めていただくこととしました。いずれも漁業法改正によるものでございます。

資料の74ページから、漁場計画設定申請要領の新旧対照表となっております。1番目の内容では共同漁業を追加しております。2番目の内容では提出部数を1部に減らしました。漁協や漁業者の事務負担を減らそうとするものです。3番目は提出期間です。前回に比べてひと月ほど早まっております。漁業法改正によって、海区漁場計画について県から海区委員会に諮問するより先に、漁場計画の素案を公表し、利害関係人が

らの意見聴取を行う手続が必要となったためです。4番目は添付書類でございますが、大きな変更はございません。資料の77ページから漁場計画設定申請書の様式でございます。主な変更点としましては、代表者印を不要としました。漁業者等の事務負担を減らすという主旨です。

資料の92ページをご覧ください。漁業権免許申請要領でございます。次のページの9番を読み上げます。9、団体漁業権の申請書には、漁業生産力の発展に関する計画（漁業法第74条第2項の計画）を添付すること。これは、漁業法改正による新設でございます。ページをめくって資料の94ページは、免許申請に添付すべき書類でございます。共同漁業の免許申請には新たに発展計画を添付していただくこととしカタカナのオが追加されました。2番目の定置漁業の免許申請に添付すべき書類としましては、カタカナのオに誓約書が追加されています。資料の97ページをご覧ください。区画漁業の免許申請に添付すべき書類でございます。丸括弧1は、区画漁業を漁業協同組合が申請する場合です。カタカナのエで、類似漁業権でない団体漁業権の場合と、類似漁業権である団体漁業権の場合に分けておりますが、右側で従来新設漁場と既存漁場の場合分けしていたものと実質的に同じものです。根拠となる漁業法の条数が14条から72条に変更されておりますが、条文の内容は実質的に同じものになっております。資料の100ページをご覧ください。免許申請書様式においては、組合長印の押印を省略せずに残しております。漁場計画設定申請書のときは、押印を不要としましたが、免許申請については、引き続き押印を残しております。この申請書に基づき、物権としての性質を有する漁業権の登録を行い、免許状を交付することとなるためでございます。資料の108ページをご覧ください。これは申請者から市町村へ依頼する証明願いでございます。その内容は、関係地区において漁業を営む者の属する世帯の数を証明するものとなっております。右側の旧様式4と比較した場合、漁業法の条文が14条8項から72条2項第2号に変更されておりますが、内容的には同じものとなっております。資料の109ページをご覧ください。前回の取扱方針策定時にはございました様式4は、今回の策定時から削除させていただいております。その根拠となっていた漁業法第16条が削除され、改正後はこれに相当する内容の新条項もないため様式から削除させていただいております。旧様式5及び旧様式6が削除されたのも同じ理由からです。その次の資料の112ページと113ページの様式については、漁業法改正後も同じ内容の規定が残っていたので、用語や条数を変更しつつも、実質的には同じ内容のものとなっております。資料の118ページ、行使規則制定に関する同意書についても、根拠となる漁業法条項が変更されておりますが実質的には同じ内容でございます。資料の121ページからは、漁業権行使規則の例示でございます。次の

ページの第2条の見出しが変更されております。右側の旧2条の見出しで漁業を営む権利を有する者の資格となっておりますが、左側の新2条の見出しでは組合員行使権を有する者の資格となりました。用語の変更のみで、実質的な変更ではございません。資料の124ページをご覧ください。左下の第9条で、新たに組合員行使権の行使状況等の報告に関する規定を追加しています。その次の新10条をご覧ください。第2項の表を追加して行使料の金額を具体的に明記する記載例をお示ししております。資料の134ページをご覧ください。今回の漁業権の一斉切替えに際しては、特に漁業法改正に関して留意すべき点を、簡潔にまとめて、事務担当者の参考としていただくものです。資料の135ページをご覧ください。一斉切替えに関する日程表でございます。左側の新しい表では、列を分けて委員会の作業、知事の作業、漁協や漁業者等の作業とに区分しております。また、1月から2月にかけて予定しております海区漁場計画素案公表のプロセスが、今回の一斉切替えから新たに加わった部分です。このため、全体的な作業開始時期が早まっております。そのほかの部分は実質的に前回と同様です。

最後になりますが、本日の資料の中で、要領及び様式の部分について、一部未確定の内容がいくつかございますのでご説明申し上げます。資料の12ページをご覧ください。漁業計画設定申請要領の3番、提出期間です。令和4年10月11日から11月10日までを計画しておりますが、関係機関への説明会の開催時期によって調整したいと考えております。それから、押印の省略等、様式の見直しについては、さらに事務負担を減らす方向で検討中です。これらの要領、様式部分の見直しについては、事務局に一任していただきまして、申請者の事務負担を出来るだけ軽減する方向での変更を、ご承認いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定について」は、原案のとおり策定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

報告事項の1件目「漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

井上次長

それでは資料2の1ページをお願いします。

令和2年12月の漁業法改正に伴う漁業調整規則の全部改正に伴い、高知県漁業調整規則第10条第1項同条第1号で、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者は漁業の許可又は起業の認可をする際に適格性を有する者でないことが規定されたことから、県は、資料4ページから6ページ目にあります、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準（以下「適格性の基準」という。）」を令和3年1月に決めました。現在、漁業許可の申請に際し提出される「漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書」により、申請者の漁業又は労働関係法令の違反状況を確認し、適格性の基準に照らし合わせて許可の審査を行っています。

今回、この申立書に本来記載する必要のない項目があったため、様式の一部改正を行います。変更内容について、2ページ目及び3ページ目の新旧対照表をご覧ください。今回の改正では、3ページ目の右側、旧の3から5の項目を削除します。3の船舶適格条件については、漁船登録を受けていることや、一部の許可漁業で設定されている馬力制限について確認するものです。4の漁業を営むに足りる資本その他経理的基礎は破産手続き等を行っているかどうか、5の適格性を有しない者による経営の支配は、規則第10条第1項第1号の規定により適格性を有しない者が実質上経営を支配していないことを確認するための項目となっております。この3項目については、漁業の許可の制限措置として定められているものや、根拠法令のない事項を記載するようになっていたことから削除し、この申立書では漁業又は労働関係法令の違反状況のみを確認するものとします。なお、7ページ目の申立書及び8、9ページ目にあります、違反があった場合の違反法令や条項、司法処分の概要を記載し提出する様式については、押印を廃止することとします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ないようでございますので、続きまして、報告事項の2件目、「令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針に係る意見公募について」、事務局の説明を求めます。

それでは令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いします。まず最初に、1、これまでのうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針についてです。全長21cm以下のうなぎは、高知県漁業調整規則第34条により、採捕が禁止されていますが、増養殖種苗の供給を目的とする採捕について、規則第47条により、特別採捕許可による採捕を認めています。そして例年、高知県のしらすうなぎ特別採捕許可の取扱方針に関しては、うなぎが河川の漁業権魚種であることから、毎年、内水面漁業関係者等からご意見を伺い、調整を行ったうえで、高知県行政手続条例第38条に基づく意見公募手続を行い、高知県内水面漁場管理委員会及び高知海区漁業調整委員会での審議を経て、施行をしておりました。そのような中、関係者から取扱方針の案について、もっと早く委員会に報告すべきではとのご意見をいただきました。従いまして本年度は、意見公募手続を行う前に取扱方針の案についてご報告させていただくこととなりました。

具体的なスケジュールの案について、3、をご覧ください。今回ご報告します案は、9月12日（月）に高知県内水面漁業協同組合連合会と協議しご了承をいただいたものです。例年はこの後に意見公募の手続に入りますが、16日に行われました高知県内水面漁場管理委員会と本日の本会にご報告した上で、約30日間の意見公募を行い、10月下旬に意見公募の結果を反映したものについて、両委員会にお諮りし、施行する予定となっております。

それでは資料の2ページをご覧ください。まず初めにしらすうなぎの現状としまして、全国的なしらすうなぎの状況についてご説明致します。こちらのグラフは国内の採捕量の推移でございまして長期的には減少基調にあると言えます。この近年の推移についてより詳しく、次の3ページでご説明致します。こちらは、平成15年度からの養殖事業者の池入れ量の推移を整理したグラフです。棒グラフが池入れ量を、折れ線グラフが単価を示しています。そして棒グラフで示しております池入れ量の内訳の下段は国内採捕量を、上段は輸入量を示しております。令和4年度は16.2トンが養鰻事業者に池入れられ、うち10.3トンが国内採捕、5.8トンが輸入によるものでした。東アジア全体として、量の出だしは極めて不漁でしたが、2月以降は徐々に採捕され、極端な不漁とはなりませんでしたが、直近2漁期と比べると池入れ量、採捕量共に低調でした。

次に4ページをご覧ください。直近の高知県の推移を整理しております。昨年度は漁期は91日間、内水面漁協様の同意が必要な区域は80日間、採捕人数はやや減少し2,501名、採捕数量は全国の傾向と同じで2年

連続の減少となり 140 キロあまり、高知県の養鰻事業者の池入れ量は 224 キロあまりとなりました。なお池入れ量と採捕量の差額の約 80 キロは、他県で採捕されたしらすうなぎを輸入したものです。

続きまして 5 ページをご覧ください。令和 4 年度のしらすうなぎ特別採捕許可の取扱方針の主な変更点についてご説明致します。まず 1 点目ですが、第 6 条の欠格事項について見直します。資料 7 ページをご覧ください。取扱方針の第 6 条第 1 項では採捕者の欠格事項を規定しており、続く第 2 項で指定集荷人及び現場責任者の欠格事項について定めています。昨年まで、指定集荷人及び現場責任者の欠格事項については第 1 項の第 2 号から第 7 号までを準用しておりました。しかし、指定集荷人及び現場責任者についても採捕従事者と同様の取扱とすべきとの考えから、第 1 号および第 8 号についても、欠格事項に含めるという改正を行うものです。5 ページにお戻りください。続きまして第 9 条の採捕期間の案です。今年度は令和 5 年 1 月 11 日から 3 月 31 日までの 80 日間としています。例年は 12 月からの採捕開始でしたが、内水面漁業関係者から、流下仔魚期のあゆが混獲されるとの懸念に配慮し、河口域や沿岸域に流下仔魚が見られる 12 月の採捕を止め、翌 1 月からの 80 日間としたものです。今年度の主な改正は以上になります。なお、本案につきましては、高知県内水面漁業協同組合連合会、高知県養鰻生産者協議会が協議し、双方が合意した内容であることを申し添えます。6 ページ以降にこの取扱方針の案と、取扱要領の案を添付しております。今回のご報告を踏まえまして速やかに、意見公募の手続を行って参りたいと思います。

報告事項は以上でございます。よろしくお願い致します。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

山崎委員

毎年池入れする量が減ってきているのではないかと。去年は 350 キロの上限が入っていないのではないかと。

谷口主幹

山崎委員が仰っている 350 キロというのは、本県のしらすうなぎ採捕の採捕量の上限のことかと思えますけれども、採捕量の上限についてはこの表で言う平成 30 年度から、令和 4 年度、あるいは今回の案についても 350 キロという条件で変わってはいません。その中で 350 キロの上限の中での採捕実績が平成 30 年度であれば 78 キロ、令和元年度であれば 350 キロをやや超過し採捕停止にしましたので 365 キロということになっています。

基本的には、この採捕実績は全て県内の養鰻事業者に供給をされております。これよりも少し受け入れる方が多いんですけれども、この差の分に

については県外の採捕されたしらすうなぎを県内の養鰻事業者が買っているという形になっております。

山崎委員

池入れるがを県外から買わんでも、高知県で獲ったらいい。

谷口主幹

委員のご承知のとおり高知県のしらすうなぎは全て高知県の養鰻事業者に供給するというふうなルールで採捕しておりまして、それでもしらすうなぎがどうしても足りない養鰻事業者様が事業をしていく中で、足りない分について県外から買入れをしているということでございます。

前田会長

池入れ数量が350キロ上回っているっていうのも、元々、養殖業者のほうは600キロずっと特別採捕は600キロまでっていう指導をやってきたと思うんですよ。ここ何年かで350キロということに変更になったと思うんですけど、そこはやっぱり漁業者の立場からするとやっぱり少しでも獲りたい、その特別採捕に対して、やっぱり生計の足しになるというのはちょっとでもやっぱり枠を大きく構えてもらったら、やっぱり期限いっぱいまで獲れるとかということが多々できてくれば、やっぱり生活していく上でも少しは楽になると思うんですけど、そこを踏まえてまだ350キロのままっていうのも、漁業者の生活、海面漁業者の生活を考える上ではちょっと返事しにくいという話ですよ。実際に。どうです。

浜渦課長

しらすうなぎの採捕について、今年特別採捕で、来年から漁業許可に移行することになっています。国が今回の漁業法の改正をした大きな目的はですね、これはしらすうなぎに限らずですね我が国の周辺の漁業資源が大きく減少していると、生産額が大きく減少しております。これを回復させて漁業が将来も持続的になりますためにはですね、資源をまず回復をして我慢するところは我慢をして、資源を回復してですね、いろいろ持続的に制定が必要な漁業が帰ってくるということが改正の大きなポイントとなっています。特にしらすうなぎについても、ご案内のとおり絶滅危惧種に位置付けられて、かなり厳しい状況になっていると。その中、国の方では資源管理を進めておりますし、うなぎについては生態的な部分もまだ不透明なことからですね、やはりやれるところはすぐに取り組んでいくという形で資源管理を続けているところでございます。そうした中、担当からも説明がございましたとおり、うなぎを漁業として使っている内水面漁連、それからうなぎを養殖している養鰻生産者協議会。この方々は漁業法改正の趣旨に沿って、うなぎの資源を持続的に使えるように資源の保護、適切な活用を進めていきたいということで、この間ずっと協議を進めていました。その中で、我々県としても支援をしていただいているという形です。

我々もその会議に参加をしてお手伝いをさせていただいたところでございます。

そういった形で養鰻の皆さんと内水面の方々はですね、やっぱりこういった厳しい状況にある資源についてですね、少しでも守りながら適切に活用していく方向として、今年度の特別採捕につきましてもですね、従来の350キロ、80日間、これを守ってですね、きっちり資源を管理しながら、適切に活用していく方向で皆も協力していくという形で、現在も引き続き協議を進めているところでございます。

県としましてもそういった、漁業法改正の一番重要な指針、それによりまして資源の保護と適切な活用、こういった方向で今年度の特別採捕の中身についても関係者の意見を尊重しまして取組をしているものでございますので、海面漁業者の方につきましてもですね、数量が落ちるとか生活が苦しいとかいったところがございますが、国の方としましてはですね、いわゆる収入安定対策、共済制度そういう部分で収入が落ち込むところは他の制度でリスクヘッジをしていくという考え方で取り組んでおりますので、そういった部分もご理解をいただきましてですね、そういった方向で進めさせていただきたいというふうに考えています。

前田会長

内水面の方のほうの意見と、池主の意見が多くなっているみたいですけど、池主の方と何人も僕は面識がないので、ちょっとよくわかんないんですけど、採捕者の数で考えたら全然違うんですよ。海面の方が圧倒的に多数なんです。そこに大きく採捕の需要があるから海面の方の需要は数が多いと思うんですけど、その海面の意見を聞かずに川のせいにするというのは、全部海面に勝手にとられますよ。そこをならんように調整するための話じゃないんですか。内水面だけの意見が先に立ってるじゃないですか、現状。そこを調整して話すための場じゃないんですか。

浜渦課長

先程担当からも申しましたとおり、従来でございましたら意見公募をかけた後ですね、海区と内水面の委員会に諮っていく形でスケジュールを進めておりましたが、先程説明がありましたとおりもう少し早い段階で案については諮っていただいて、いろんな意見もございましたので本日初めてこれからパブリックコメントにかけるという案としてご報告をさせていただいたものでございます。

今後につきましても海面の漁業者の皆さんからもですね、そういった意見も踏まえて、パブリックコメントの意見も踏まえてですね、最終的な案として両委員会に諮ってもらうというふうに考えております。

前田会長

とりあえず、案ということですね。

山崎委員

内水面いうたらほんと微々たるものやで。会長が言うようにやっぱり海面の意見も聞いて、お互いに折れないといかんで。

浜渦課長

この取扱方針の中でも位置づけておりますが、現在の特別採捕許可につきましてはですね、しらすうなぎ流通センターに一元集荷をするという形になっております。これは昔からですね、いわゆる流通の透明化を図るといふ目的で、海区の漁協さん、内水面の漁協さん、それから養鰻関係の方々こういった、いわゆるうなぎを利用する方々がですね、一堂に会してその使い方であるとか資源保護とかいうところについて協議しながら進めてまいってございます。残念ながらその前からですね、海区の漁協さん、内水面の漁協さんについていろいろな事情がございましてですね、この流通センターからは離れるという状況になっております。実は、先日の内水面の組合長会、ここで実は養鰻側から要請もございまして、基本的にはしらすうなぎ流通センターの方に戻ってくるという意思決定がなされております。海面についても我々県のほうからもですね、うなぎを利用する方々が一堂に会して資源の保護等利用について、よく話し合いをして進めていただきたいということで、県漁連さんの方も投げかけを行っております。現在、先程説明しましたように養鰻業界と内水面業界については流通センターの方に戻るといふ形で進めておりますので、海面の方々についても話し合いの場に加わっていただいております。資源の保護や適切な利用、採捕期間などの問題もございまして、そういったことを議論できる場に復帰していただきたいというふうに考えております。

前田会長

そこは漁連で話してください。ここの場で話すことじゃないんですよ。ここは海区調整委員会なんですよ。

あともう1点、欠格事項の話なんですけど、集荷人、現場責任者ですかね、実績がないままではなれないという扱いでなるじゃないですかね。本年度、現場責任者になっていないと、来年度からはなれないという、そういうことではないですか。

谷口主幹

来年度の話がされていますか。

前田会長

いや、今年度で、7ページの第6条のですね。

谷口主幹

これはですね、しらすうなぎの違法採捕したことが明らかになった者ということとなっております。例えばですね、この1年間の間に密漁とかそういった形で検挙された方で刑が確定している方についてはですね、採

捕従事者としては欠格事項だったんですけども、やはり指定出荷人で同じようにしらすうなぎを取り扱う立場の方についても、この欠格事項を準用すべきだろうということで加えさせていただいたものでございます。

前田会長

違反があったものという、その中だけでということですね。

谷口主幹

はい。

前田会長

わかりました。

あともう一点。採捕従事者の数はこれ以上増やさないことにしますか。

谷口主幹

現在の取扱方針では前年度を上回らない数という形で定めております。案の第4条なんですけれども、今年度についても、しらすうなぎの採捕に従事する者の数は前年度の採捕従事者数を上回らないものとし削減に努めるものとするというふうにしております。

許可漁業についてということだとするとですね、ここをどうするかというのはまだ議論の方が簡単に決着してるわけではございませんが、今の課長の浜渦が話をしましたようにですね、資源状態あるいは資源をどう管理していくかということも非常に重要な論点になると思っておりますので、そういったことも鑑みて、また検討してまいりたいということです。

前田会長

やっぱりできるだけ増やす方向、新規就業者等が出ると思うですけども、その問題となるのはやっぱり新しく漁業を初めていくにあたって、新規の方ってやっぱりそれなりに漁獲があるかといったらない方も多いので、やっぱり少しでも何か生計の足しになるような部分があると、入れる窓口を広げられるようにならないかなと思うので、その辺もお願いします。

前田会長

他に何かございませんか。

澳本会長代理

しらすうなぎについては令和4年度は特別採捕、令和5年度以降は許可漁業になるということなんですけれども、しらすうなぎの資源管理というところの観点から言うと、ある程度やっぱり水産庁のほうでその辺りのコントロール、リスクがあるとか、あるいは全体の資源量を考えた上での採捕数量であるとか、この辺りをやっぱりきちっと管理してもらわんとよね、なかなか各県においていろんなことを言ったら県の許可の取り扱いが全然ばらばらになってくる恐れがあるんじゃないかと思うのだけど。そのあたり水産庁のほうで、各県のしらすうなぎの採捕に関して助言という

か、そういうものをやっぱ受けないかんというふうに思います。内水面とか養鰻業者、それから海面含めた中でよね、やっぱり意見交換をするような場も設けていただくような動きをしていかんとよね、非常に難しい問題やないかというふうに思いますので、県のほうは助言を求めていって、いろんな中の意見が反映できるような形で、なおかつやっぱり資源管理ということはずっとやっていかないといかんということは、新しい漁業法の中でもうたっているし、割当までいくかもしれないけれども、水産庁はやっぱり検討していかなければいけないというようなこともこちらから要望していくべきではないか思いますのでお願いします。

木下委員

採捕期間についてお聞きしたいんですが、去年採捕期間は12月12日からなんですが待ってくれと。うちは12月23日から2月の半ばまでだと。ところが、安田の淡水漁協があるのですが、なぜか安田は12日から。やっぱそれ一律に調整してもらわないと、採捕人がなぜうちだけこうなんだと文句を言ってくる。やっぱり県と内水面でそこをきちんと調整してもらいたいと思います。

谷口主幹

昨年度はですね、県の案と、内水面漁連、内水面漁業管理委員会のほうでどうしても調整がとれませんでした、内水面漁協も県の案に同意いただけなかったということで、一部、内水面漁協様も同意が必要があるところについては、採捕の開始期間が遅れるということがございました。それにつきましてはしらすうなぎ採捕できない皆様方にも大変ご苦勞をおかけしたということで、その他の区域についてもかなりご意見をいただいたところであります。

ですから今回は、そういったご意見を踏まえまして、期間が異なることのないように、取扱方針の内容に内水面関係者の皆様にも完全に合意していただいた形で設定をしておりますので、今年度につきましてはそういったことはございませんが、昨年度は大変ご迷惑おかけしました。

木下委員

不公平がないようにどうかよろしくお願い致します。

前田会長

他に何かございませんか。

それではこれもちまして第14回高知海区漁業調整委員会を閉会と致します。本日は委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第 22 期第 14 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 澳本 健也 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 前田 嘉広 \_\_\_\_\_